

---

さいたま市  
サーマルエネルギーセンター整備事業  
実 施 方 針

---

平成 30 年 6 月 15 日

さいたま市

## 目 次

---

第1章 用語の定義 .....	1
第2章 特定事業の選定に関する事項 .....	5
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	11
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	26
第5章 立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	28
第6章 事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項.....	30
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	31
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	32
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項 .....	33
別紙1 本事業の事業スキーム（例）	
別紙2 市・事業者(DBO)・事業者(リサイクル0)の業務範囲と役割分担	
別紙3 リスク分担表	

---

## 第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	受入対象物	市内から排出され、市の委託業者、許可業者並びに排出事業者、市民が本施設に直接搬入する搬入物（詳細は、家庭ごみの出し方マニュアル、家庭系一般廃棄物受入基準表による。）を総称していう。
2	運營業務	本事業のうち、各運営対象施設の運営（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。なお、事業(DBO)、事業(リサイクル0)の各運營業務を総称して又は個別にいう。
3	運營業務委託契約	市と運営事業者(DBO)との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)運營業務委託契約書に基づく契約、市と運営事業者(リサイクル0)との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(リサイクル0)運營業務委託契約書に基づく契約を総称して又は個別にいう。
4	運營業務委託契約書(案)	各事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)運營業務委託契約書(案)」、「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(リサイクル0)運營業務委託契約書(案)」を総称して又は個別にいう。
5	運営事業者(DBO)	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、事業(DBO)の運営対象施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、事業(DBO)の運営対象施設の運營業務を担当する者をいう。
6	運営事業者(リサイクル0)	事業(リサイクル0)の運営対象施設の運營業務を担当する者をいう。なお、運営事業者(リサイクル0)は、特別目的会社とする必要はない。
7	運営対象施設(DBO)	事業(DBO)において運営対象となる施設をいう。運営対象施設は、マテリアルリサイクル推進施設の一部（選別設備、保管設備）を除く本施設の全て（敷地内の保守管理を含む。）とする。
8	運営対象施設(リサイクル0)	事業(リサイクル0)において運営対象となる施設をいう。運営対象施設は、マテリアルリサイクル推進施設の一部（選別設備、保管設備）とする。
9	解体工事	既存東部環境センター及び関連付帯施設の解体設計、解体工事を含めていう。
10	既存東部環境センター	解体工事で解体撤去される既存の東部環境センター及び関連付帯施設を含めていう。
11	基本協定	事業(DBO)開始のための基本的事項に係る市と事業(DBO)に係る落札者の間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)基本協定書に基づく協定をいう。
12	基本協定書(案)	入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)基本協定書(案)」をいう。
13	基本契約	本事業の実施に際し、相互の協力、支援等について定めた、市と事業者(DBO)が締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)基本契約書に基づく契約をいう。
14	基本契約書(案)	各事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)基本契約書(案)」をいう。

No	用語	定義
15	協力企業	事業(DBO)では、事業(DBO)の構成企業のうち、運営事業者(DBO)への出資を行わない者で、事業(DBO)の実施に際して、設計・建設業務及び事業(DBO)に係る運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。事業(リサイクル0)では、事業(リサイクル0)の実施に際して、事業(リサイクル0)に係る運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
16	建設工事請負契約	市と建設事業者との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
17	建設工事請負契約書(案)	事業(DBO)に係る入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)建設工事請負契約書(案)」をいう。
18	建設事業者	事業(DBO)において、設計・建設業務を担当する者をいう。
19	高効率ごみ発電施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める施設であり、本施設を構成する施設のうち、もえるごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの破碎残渣等を処理対象物として焼却熔融処理するためのもえるごみ等処理施設を総称している。
20	構成員	事業(DBO)の構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者(DBO)への出資を行う者をいう。
21	構成企業	事業(DBO)では、構成員と協力企業の総称をいう。事業(リサイクル0)では、代表企業と協力企業の総称をいう。
22	市	さいたま市をいう。
23	事業間連携に係る協定	市、事業者(DBO)及び運営事業者(リサイクル0)の三者間で締結する各事業間の連携等に関する協定をいう。
24	事業間連携に係る協定書(案)	各事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業事業間連携に係る協定書(案)」をいう。
25	事業契約	事業契約(DBO)、事業契約(リサイクル0)を総称して又は個別にいう。
26	事業契約(DBO)	事業(DBO)に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、焼却灰運搬業務委託契約、焼却灰資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。
27	事業契約(リサイクル0)	事業(リサイクル0)に係る運營業務委託契約をいう。
28	事業者	事業者(DBO)、事業者(リサイクル0)を総称して又は個別にいう。
29	事業者(DBO)	事業(DBO)の構成員、協力企業及び運営事業者(DBO)を総称している。
30	事業者(リサイクル0)	事業(リサイクル0)の代表企業及び協力企業を総称している。
31	実施方針	「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業実施方針」をいう。
32	実施方針等	実施方針及び要求水準書(案)その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
33	焼却灰運搬業務委託契約	市と焼却灰運搬事業者との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)焼却灰運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。
34	焼却灰運搬業務委託契約書(案)	事業(DBO)に係る入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)焼却灰運搬業務委託契約書(案)」をいう。
35	焼却灰運搬事業者	高効率ごみ発電施設から発生する焼却灰を提案する焼却灰資源化施設(本施設以外)に運搬する者をいう。

No	用語	定義
36	焼却灰資源化業務委託契約	市と焼却灰資源化事業者との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)焼却灰資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
37	焼却灰資源化業務委託契約書(案)	事業(DBO)に係る入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業焼却灰資源化業務委託契約書(案)」をいう。
38	焼却灰資源化事業者	高効率ごみ発電施設から発生する焼却灰を提案する焼却灰資源化施設(本施設以外)にて資源化する者をいう。
39	処理対象物	受入対象物のうち、適正処理困難物を除いたものを総称していう。
40	設計・建設業務	事業(DBO)のうち、本施設の設計・建設に係る業務(既存東部環境センターの解体工事を含む。)をいう。
41	代表企業	各入札時にそれぞれの入札参加者の代表を務める者をいう。
42	適正処理困難物	家電リサイクル品目、消火器、パソコン、オートバイ等、法令等によりリサイクルが義務付けられているもの、破碎処理が困難なごみ、その他市では収集・処理できないもの等、家庭系一般廃棄物受入基準表により受入拒否としているもの等を総称していう。
43	特定適正処理困難物	適正処理困難物のうち、粗大ごみとして本施設で受け入れ、保管等を行うものをいう(スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ、物干し台(コンクリート台つき)、バッテリー(鉛バッテリー)、タイヤ、ホイール)。
44	入札参加希望者	各事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
45	入札参加者	各事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
46	入札説明書	各事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)入札説明書」、「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(リサイクル0)入札説明書」を総称して又は個別にいう。
47	入札説明書等	市が本事業の実施に際して事業(DBO)の入札公告時に公表する「入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)、焼却灰運搬業務委託契約書(案)、焼却灰資源化業務委託契約書(案)、事業間連携に係る協定書(案)その他これらに付属又は関連する書類」、事業(リサイクル0)の入札公告時に公表する「入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、運營業務委託契約書(案)、事業間連携に係る協定書(案)その他これらに付属又は関連する書類」を総称して又は個別にいう。
48	本事業	市が実施するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業をいう。
49	本施設	本事業において設計・建設されるサーマルエネルギーセンターをいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
50	マテリアルリサイクル推進施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める施設であり、本施設のうちもえないごみ、粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備を有する施設、資源物(びん、かん)を処理対象物として選別処理する選別設備を有する施設、その他保管設備を総称としていう。
51	有害危険ごみ	家庭系廃棄物のうち、蛍光管、乾電池、スプレーかん・カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライターをいう。
52	要求水準書	各事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)要求水準書」、「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(リサイクル0)要求水準書」を総称して又は個別にいう。

No	用語	定義
53	要求水準書（案）	実施方針と併せて公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業要求水準書（案）」をいう。
54	様式集	各事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)様式集」、「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(リサイクル0)様式集」を総称して又は個別にいう。
55	落札者	事業(DBO)に係る入札参加者の中から事業(DBO)を実施する者として選定された入札参加者であって事業(DBO)を実施する者、事業(リサイクル0)に係る入札参加者の中から事業(リサイクル0)を実施する者として選定された入札参加者であって事業(リサイクル0)を実施する者を総称して又は個別にいう。
56	落札者決定基準	各事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)落札者決定基準」、「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(リサイクル0)落札者決定基準」を総称して又は個別にいう。

## 第2章 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

さいたま市長 清水 勇人

(4) 事業目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するための資源回収及びエネルギー回収を進めることを目的とする。

(5) 事業の範囲及び事業方式

本事業は「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）」（以下「事業（DBO）」という。）と「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（リサイクル0）」（以下「事業（リサイクル0）」という。）の2事業から構成するものとし、これら2事業を一体事業として実施する（本事業の事業スキームは、別紙1を参照のこと。）。

事業（DBO）は、本施設の設計・建設（既存東部環境センターの解体工事を含む。以下同じ。）及び本施設の運営（ただし、事業（リサイクル0）の事業範囲を除く。）を一括して行うDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。事業（リサイクル0）は、マテリアルリサイクル施設の一部の設備の運営業務を包括的に行うO（Operate：運営）方式により実施する。

市は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。また、市は、本施設を30年間以上にわたって使用する予定であるため、各事業を行う事業者は、30年間以上の使用を前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

#### 【さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業の構成】

		サーマルエネルギーセンター		
		高効率ごみ 発電施設	マテリアルリサイクル推進施設	
			破碎設備	選別設備、保管設備
事業 範囲	設計・建設業務			
	運営業務	さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）	さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（リサイクル0）	
事業方式		DBO		O

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

ア 事業(DBO)

事業期間 : 事業契約(DBO)締結日から2040年3月31日まで

設計・建設期間 : 事業契約(DBO)締結日から2027年3月31日まで

※本施設の竣工及び引渡し : 2025年3月31日

運営期間 : 2025年4月1日から2040年3月31日まで

(運営準備期間 : 事業契約(DBO)締結日から2025年3月31日まで)

イ 事業(リサイクル0)

事業期間 : 事業契約(リサイクル0)締結日から2040年3月31日まで

運営期間 : 2025年4月1日から2040年3月31日まで

(運営準備期間 : 事業契約(リサイクル0)締結日から2025年3月31日まで)

(7) 事業スケジュール (予定)

ア 実施方針等の公表 2018年6月15日

イ 特定事業の選定の公表 2018年10月

ウ 事業(DBO)に係る入札手続

(a) 入札公告 2019年1月上旬

(b) 提案書提出 2019年7月上旬

(c) 落札者の決定 2019年10月下旬

(d) 運営事業者(DBO)\*の設立 落札者の決定後、速やかに

(e) 事業契約仮契約の締結 2020年1月

(f) 事業契約の締結 2020年3月

(g) 設計・建設着手 2020年3月

※ 運営事業者(DBO) : 落札者の構成員の出資により、事業(DBO)の運営業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社のこと。

エ 事業(リサイクル0)に係る入札手続

(a) 入札公告 2019年11月

(b) 提案書提出 2020年3月

(c) 落札者の決定 2020年6月

(d) 事業契約の締結 2020年6月

オ 本施設の竣工及び引渡し 2025年3月31日

カ 供用開始 2025年4月1日

キ 解体工事の竣工及び引渡し 2027年3月31日

ク 事業契約満了 2040年3月31日

(8) 業務範囲

ア 事業者(DBO)が行う業務範囲

事業者(DBO)が行う主な業務範囲は、以下及び別紙2のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書(案)に示す。

なお、事業者(DBO)は、事業期間を通じ、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行

政手続等に対する協力、事業者(リサイクル0)と協力・連携を行うものとする。

(a) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務及び既存東部環境センターの解体工事を行う。また、事業(DBO)を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本施設の建設工事は、既存東部環境センターを稼働させながらの新設工事となるため、既存東部環境センターの稼働に支障を及ぼさないよう建設工事を行うこと及び既存東部環境センターの解体撤去時には本施設の稼働に支障を及ぼさないよう配慮して実施すること。
- ③ 工事範囲の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。
- ④ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(b) 運營業務

- ① 運営事業者(DBO)は、市と締結する事業(DBO)に係る運營業務委託契約に基づき、一般廃棄物(受入対象物)を受け入れ、運営対象施設(DBO)において、事業(DBO)に係る要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。その際、運營業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- ② 運営事業者(DBO)は、受入対象物の受入及び計量を行うとともに、市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、市の規定に即した処理手数料の收受を代行するものとする。
- ③ 運営事業者(DBO)は、高効率ごみ発電施設を運転することによって発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用するとともに、蒸気又は温水を隣接する余熱利用施設に供給する。また、余熱利用施設に対し、本施設から電気を供給する可能性がある。余剰電力は、第三者に販売するものとし、余剰電力に係る収入については、市の収入とする。なお、発電状況に応じて当該収入の一部を運営事業者(DBO)に与える予定であり、詳細は入札説明書等に明記する。
- ④ 運営事業者(DBO)は、高効率ごみ発電施設から発生した焼却灰、スラグ・メタル、回収金属の全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。なお、焼却灰資源化の売却代金は焼却灰資源化事業者、スラグ・メタル、回収金属の売却代金は運営事業者(DBO)に帰属する。
- ⑤ 運営事業者(DBO)は、マテリアルリサイクル推進施設から発生した破碎残渣等を高効率ごみ発電施設に搬送し、焼却処理又は熔融処理するものとする。
- ⑥ 運営事業者(DBO)は、マテリアルリサイクル推進施設のうち事業者(DBO)の運営対象である破碎設備から発生した資源化物を施設内に適切に貯留し、市に引き渡す。なお、その際、運営事業者(DBO)は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ⑦ 運営事業者(DBO)は、周辺住民からの意見や苦情について、市及び事業者(リサイクル0)と連携して適切な対応を行う。
- ⑧ 運営事業者(DBO)は、本施設の見学希望者等について、市及び事業者(リサイクル0)と連携して適切な対応を行う。

## イ 事業者(リサイクル0)が行う業務範囲

事業者(リサイクル0)が行う主な業務範囲は、以下及び別紙2のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書(案)に示す。

なお、事業者(リサイクル0)は、事業期間を通じ、事業者(DBO)と協力・連携するものとする。

### (a) 運營業務

- ① 運営事業者(リサイクル0)は、市と締結する事業(リサイクル0)に係る運營業務委託契約に基づき、運営対象施設(リサイクル0)において、事業(リサイクル0)に係る要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。その際、運營業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- ② 運営事業者(リサイクル0)は、運営対象施設(リサイクル0)から発生した資源化物を施設内に適切に貯留し、市に引き渡す。なお、その際、運営事業者(リサイクル0)は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ③ 運営事業者(リサイクル0)は、自らの業務に対する周辺住民からの意見や苦情について、市及び事業者(DBO)と連携して適切な対応を行う。
- ④ 運営事業者(リサイクル0)は、市及び運営事業者(DBO)が行う本施設の見学者対応等に協力するものとする。

## ウ 市が行う業務範囲

市が行う主な業務は、次のとおりとする。

### (a) 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

### (b) 環境影響評価の実施

市は、本施設に係る環境影響評価を実施する。

(「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業に係る環境影響評価書」は、2020年に縦覧予定である。)

### (c) 受入対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、受入対象物を搬入する。

### (d) 資源化物の資源化

市は、本施設において、運営事業者(DBO)及び運営事業者(リサイクル0)から資源化物を受け取り、民間の資源化事業者に運搬し、資源化を行う。なお、資源化物の売却代金は、市に帰属する。

### (e) 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運營業務の各段階において実施状況のモニタリングを行う。

### (f) 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者(DBO)及び運営事業者(リサイクル0)と連携して適切な対応を行う。

### (g) 施設見学者への対応

市は、本施設の見学希望者等について、運営事業者(DBO)及び運営事業者(リサイクル0)と連携して適切な対応を行う。なお、行政視察等の対応は、市にて行う。

(h) 設計・建設費及び業務委託料の支払い

市は、以下に示す費用を支払う。

- ・事業(DBO)：設計・建設費、運營業務委託料(DBO)、焼却灰運搬業務委託料、焼却灰資源化業務委託料
- ・事業(リサイクル0)：運營業務委託料(リサイクル0)

(i) 本事業に必要な手続き

市は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続きを行う。

(j) その他これらを実施する上で必要な業務

(9) 事業者の収入

ア 事業者(DBO)の収入

(a) 市が支払う対価

① 事業(DBO)の設計・建設業務に係る対価

市は、事業(DBO)の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

② 事業(DBO)の運營業務に係る対価

市は、事業(DBO)の運營業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動。）の構成で、運営事業者(DBO)に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

③ 焼却灰運搬業務に係る対価

市は、事業(DBO)の焼却灰運搬業務に係る対価について、変動費用（焼却灰搬出量に応じて変動）を焼却灰運搬事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

④ 焼却灰資源化業務に係る対価

市は、事業(DBO)の焼却灰資源化業務に係る対価について、変動費用（焼却灰搬出量に応じて変動）を焼却灰資源化事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

(b) その他の収入

焼却灰資源化物の売却代金は焼却灰資源化事業者の収入、スラグ・メタル、回収金属の売却代金は運営事業者（DBO）の収入とする。

イ 事業者(リサイクル0)の収入

(a) 市が支払う対価

① 事業(リサイクル0)の運營業務に係る対価

市は、事業(リサイクル0)の運營業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動。）の構成で、運営事業者(リサイクル0)に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

(10) 雇用等への配慮

ア 雇用については、市内人材及び障害者の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

イ 下請負人等を選定する際は、市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材の調達等

においても、積極的に市内の企業を活用するよう努めること。

(11) 事業に必要とされる根拠法令等

市、事業者(DBO)及び事業者(リサイクル0)は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)のほか、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(12) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。事業期間の終了時には、運営事業者(DBO)及び運営事業者(リサイクル0)は、事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態で、各運営対象施設を市に明け渡すものとする。具体的な取扱いは、要求水準書(案)に示す。

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下「PFI法」という。)及び同法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」並びにガイドライン(以下「PFI法等」という。)に定められている考え方・手順に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業をPFI法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が期待できるとき、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表方法

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに市のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者選定に関する基本的事項

市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者(DBO)、事業者(リサイクルO)の選定にあたっては、各事業それぞれ総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

#### 2 選定の手順及びスケジュール

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
2018年6月15日	実施方針等（実施方針、要求水準書（案））の公表
2018年6月15日 ～7月2日	実施方針等に関する質問・意見の受付
2018年7月25日	実施方針に関する質問の回答
2018年10月	特定事業の選定・公表
2019年1月上旬	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、焼却灰運搬業務委託契約書（案）、焼却灰資源化業務委託契約書（案）及び事業間連携に係る協定書（案））の公表
2019年1月下旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
2019年2月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
2019年2月下旬	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
2019年3月上旬	参加資格確認結果の通知
2019年4月上旬	対面的対話の実施
2019年5月上旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
2019年5月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
2019年7月上旬	入札提案書類の受付
2019年10月	入札提案書類に関する審査
2019年10月	落札者の決定及び公表
2019年11月	基本協定締結
2020年1月	事業契約仮契約締結
2020年3月	事業契約締結

時 期	内 容	
2019年11月	事業 (リ サイ クル 〇)	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、運營業務委託契約書（案）及び事業間連携に係る協定書（案））の公表
2019年11月		入札説明書等に関する質問受付（第1回）
2019年12月		入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
2019年12月		参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
2019年12月		参加資格確認結果の通知
2020年1月		参考資料の貸与・閲覧
2020年1月		入札説明書等に関する質問受付（第2回）
2020年2月		入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
2020年3月		入札提案書類の受付
2020年5月		入札提案書類に関する審査
2020年6月		落札者の決定及び公表
2020年6月		事業契約締結

## (2) 入札手続き等

### ア 実施方針等に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する民間事業者から、実施方針に関する質問・意見と要求水準書（案）に関する意見を次のとおり受け付ける。

#### (a) 受付期間

2018年6月15日（金）～2018年7月2日（月）午後5時まで

#### (b) 提出方法等

##### (i) 提出先

さいたま市 環境局 施設部 環境施設整備課

##### (ii) 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成すること。

##### (iii) 電子メールアドレス

kankyo-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp

#### (c) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、2018年7月25日（水）に市のホームページにて公表予定とする。

#### (d) その他

「質問」として提出された場合であっても、市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、また「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

## イ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法等に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、2018年10月に公表する。

## ウ 事業(DBO)に係る入札手続き

事業(DBO)に係る入札手続きは、次の予定である。

### (a) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合、2019年1月上旬に事業(DBO)に係る入札公告を行い、事業者(DBO)の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を市のホームページ等にて公表する。

### (b) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

### (c) 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

### (d) 対面的対話の実施

事業(DBO)に係る入札提案書類の受付に先立ち、市は入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

### (e) 入札提案書類の受付

事業(DBO)に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を2019年7月上旬に受け付ける予定である。入札提案書類の審査にあたり、市が必要であると判断した場合には、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

### (f) 落札者の決定・公表

入札提案書類については、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業PFI等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。市は、審査委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

## エ 事業(リサイクル0)に係る入札手続き

事業(リサイクル0)に係る入札手続きは、次の予定である。なお、事業(DBO)に係る入札手続きの延期、中止、取り止め又は事業(DBO)の建設工事請負契約に係る議決が得られない場合等には、事業(リサイクル0)に係る入札手続きを延期、中止又は取り止める場合がある。

### (a) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、事業(DBO)の落札者を決定した場合、2019年11月に事業(リサイクル0)に係る入札公告を行い、事業者(リサイクル0)の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を市のホームページ等にて公表する。

### (b) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

(c) 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

(d) 参考資料の貸与又は閲覧

市は、参加資格を有する入札参加者に対し、参考資料の貸与又は閲覧を行う。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

なお、参考資料は、事業(DB0)に係る入札手続きにおいて事業者(DB0)が提出した入札提案書類のうち、事業(リサイクル 0)の入札提案書類の検討・作成に必要な資料(全体配置図、マテリアルリサイクル推進施設各階平面図、フローシート、物質収支、用役収支量、主要機器の維持補修計画等)を予定している。

(e) 入札提案書類の受付

事業(リサイクル 0)に関する入札提案書類(入札書及び技術提案書)を2020年3月に受け付ける予定である。入札提案書類の審査にあたり、市が必要であると判断した場合には、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

(f) 落札者の決定・公表

入札提案書類については、審査委員会において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。市は、審査委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

### 3 事業(DB0)に係る応募者等の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、運営事業者(DB0)に出資する者(以下「構成員」という。)と運営事業者(DB0)に出資しない者(以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。)で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者(共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の構成員のうち高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者)は、構成員とならなければならない。また、運営業務において、運営事業者(DB0)から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は事業(DB0)の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

エ 入札参加者は「第3章 3 (2) ウ (a) 高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者(DB0)の唯一最大の出資者になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、焼却灰資源化事業者及びその関連の運搬事業者、鉄道輸送又は船舶輸送に係る運搬事業者については、この限りでない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- キ 事業(DB0)の落札者の構成企業は、事業(リサイクル0)の入札参加者となることは認めない。なお、事業(DB0)の落札者決定以降、入札参加資格を失った場合等により落札者から脱退した構成企業についても同様である。
- ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に明記する。

## (2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、事業(DB0)の設計・建設業務及び運営業務を行う者として、次のアからキの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

また、市の平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載がない者(当該種目に登載の無いものも含む。)は、財政局契約管理部契約課に所定の様式により参加資格確認申請書類受付日までに資格審査申請を行うこと。

### ア 本施設の建築物の設計を行う者の要件

本施設の建築物の設計を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- (b) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定により、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- (c) 常勤の自社社員で、3か月以上の直接的な雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を有していること。
- (d) 市の平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」の業種登録がなされていること。

### イ 本施設の建築物の建設を行う者の要件

本施設の建築物の建設を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(a)、(b)及び(d)の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建築士法第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- (c) 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

- (d) 市の平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において「建築工事業」の業種登録の業種登録がなされていること。
- (e) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- (f) 2008 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。

ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

(a) 高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる 1 者は次の要件を全て満たし、他の者は下記①及び③の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- ③ 市の平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において「清掃施設工事業」の業種登録の業種登録がなされていること。
- ④ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ⑤ 2008 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として複数件有すること。
  - ・処理能力：100 t / 日・炉以上かつ複数炉構成
  - ・処理方式：ストーカ方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式のいずれか 1 方式うち、入札参加者が事業(DBO)で提案する方式と同一の方式
  - ・安定稼働：90 日以上連続運転、かつ、参加表明書の提出日において 1 年以上の稼働
  - ・その他：特別高圧受電

(b) マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たす構成員とし、他の者は下記①及び③の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- ③ 市の平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において「清掃施設工事業」

又は「機械器具設置工事業」の業種登録がなされていること。

- ④ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- ⑤ 2008年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
  - ・処理能力：破碎設備 28 t / 日 (5h) 以上
  - ・安定稼働：計画稼働日において 90 日以上連続運転、かつ、参加表明書の提出日において1年以上の稼働

#### エ 既存東部環境センターの解体撤去を行う者の要件

既存東部環境センターの解体撤去を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(a)及び(c)の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法第3条第1項の規定による「解体工事業」又は「とび・土工工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること（「とび・土工工事業」の許可を受けている者については、建設業法附則（平成26年6月4日法律第55号）第3条の規定による経過措置の対象者に限る。）。
- (b) 建設業法の規定による「解体工事業」又は「とび・土工工事業」に係る監理技術者資格者を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること（「とび・土工工事業」に係る監理技術者については、建設業法施行規則附則（平成27年12月16日国土交通省令第83号）第4条の規定による経過措置の対象者に限る。）。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (c) 市の平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において「解体工事業」又は「とび・土工工事業」の業種登録がなされていること（「とび・土工工事業」の登録がなされている者については、建設業附則（平成26年6月4日法律第55号）第3条の規定による経過措置の対象者、又は建設業法第3条の規定による解体工事業についての許可及び建設業法第27条の23の規定による解体工事業についての経営に関する客観的事項の審査を受けている者に限る。）。
- (d) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「解体」又は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (e) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

#### オ 運営対象施設(DBO)の運営を行う者の要件

運営対象施設(DBO)の運営を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(a)の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- (a) 市の平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、「清掃施設工事業」及び「施設運転管理」の業種登録がなされていること。(複数の企業で当該業務を行う場合は、それら複数の企業の各企業が「清掃施設工事業」と「施設運転管理」のどちらかの業種登録がなされ、全体として両方の登録がなされていなければならない。)
- (b) 2008 年 4 月 1 日以降において、以下に示す施設要件の運転管理実績を 1 件以上有していること。なお、該当する実績が PFI 又は DBO 事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運營業務において主たる業務(「運転管理業務」又は「維持管理業務」)を担っている者については、本要件を満たすものとする。
- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設)
- ・処理能力:100 t/日・炉以上かつ複数炉構成
  - ・処理方式:ストーカ方式、シャフト炉式ガス化溶解方式、流動床式ガス化溶解方式のいずれか 1 方式うち、入札参加者が事業(DBO)で提案する方式と同一の方式
  - ・その他:特別高圧受電
- (c) 以下の全ての要件を満たす技術者を事業(DBO)の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設(オ(b)①に示す施設要件の施設に限る。)における運転管理業務の現場総括責任者としての経験を有すること。

#### カ 焼却灰の運搬を行う者の要件

焼却灰の運搬を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- (a) 運営開始時に、本業務を実施するために必要十分な施設(焼却灰を運搬するための車両等)を所有していること。
- (b) 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。
- (c) 市の平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において「廃棄物処理」の業種登録がなされていること。

#### キ 焼却灰の資源化を行う者の要件

焼却灰の資源化を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- (a) 提案する焼却灰の資源化施設(セメント原料化施設等)について、1 年間以上の運転実績を有していること。
- (b) 運営開始時に、提案する焼却灰の資源化施設において、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。
- (c) 市の平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において「廃棄物処理」の業種登録がなされていること。

※その他市が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等に明記する。

### (3) 構成企業の制限

#### ア 構成企業の資格要件

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (a) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者。
- (b) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (c) 事業 (DB0) の入札の公告日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 13 年さいたま市制定）及びさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者。
- (d) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (e) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (f) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (g) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (h) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (i) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当する者。
- (j) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人税）について未納がある者。また、参加資格確認基準日直前 1 年分の法人市民税（ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納があるもの。

#### イ 関係会社の参加制限

入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業と次に示す資本関係又は人的関係にない者であること。

- (a) 資本関係
  - ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。以下同じ。）の関係にある場合
  - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (b) 人的関係
  - ① 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - ③ 市の平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

#### ウ その他の参加不適格者

- (a) 次に示す市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者と、前記「(3)イ関係会社の参加制限」の資本関係又は人的関係があると認められる者
  - ・ 株式会社エイト日本技術開発

・ 豊原総合法律事務所

- (b) 審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と前記「(3)イ関係会社の参加制限」の資本関係又は人的関係があると認められる者

※その他市が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書等に明記する。

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付締切日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格を確認並びに建設事業者及び設立予定の運営事業者(DBO)の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格を確認並びに建設事業者及び設立予定の運営事業者(DBO)の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(5) 特別目的会社の設立に関する要件

- ア 落札者は、仮契約締結までに、運営事業者(DBO)となる特別目的会社を設立すること。
- イ 特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。なお、特別目的会社の本店所在地については、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。
- ウ 特別目的会社への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち代表企業の出資比率は、設立時から事業期間を通じて出資者中唯一最大とすること。なお、出資金額の合計は3億円以上とし、運営期間中これを維持するものとする。特別目的会社設立から供用開始までの出資金額は任意とする。

エ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(6) 建設工事請負契約の締結に関する要件

市は、事業者(DBO)のうち設計・建設業務を担当する建設事業者と、次のいずれかの方式により建設工事請負契約を締結するものとする。

ア 単体方式

事業者(DBO)が全ての参加資格要件を満たす単独企業の場合又は第3章「3(2)ア～エ」の全ての要件を代表企業が満たし、かつ建設共同企業体(以下「JV」という。)を組成しない場合は、市は当該企業と建設工事請負契約を締結する。

イ JV方式

事業者(DBO)がJVを組成する場合は、市はJVと建設工事請負契約を締結する。

この場合、第3章「3(2)ウ(a)」及び「3(2)ウ(b)」に示す要件は構成員が満たすものとし「3(2)ア」、「3(2)イ」、「3(2)エ」に示す要件は構成員又は協力企業が満たすものとする。代表企業が「3(2)ア～エ」の全ての要件を満たしてもよい。

なお、JVを構成する者は、構成員又は協力企業とし「3(2)ウ(a)」に示す要件を満たす構成員(代表企業)を当該JVの代表者とする。また「3(2)ア～エ」の要件に示す各業務を複数の者で行う場合は「3(2)ア～エ」の各要件を満たす者で、各業務につき主たる業務を担う1者はJVの構成員にならなければならない。各業務につき主たる業務を担う1者以外の者の参加方法(JVの構成員、JVの下請)は、任意とする。

#### 4 事業(リサイクル0)に係る応募者等の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、参加資格要件を全て満たす1者又は複数者で構成するものとする。なお、入札参加者の構成企業は、参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 入札参加者が複数者で構成される場合には「第3章 4(2)ア 運営対象施設(リサイクル0)の運営を行う者の要件」全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- ウ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- エ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- オ 事業(DBO)の落札者の構成企業は、事業(リサイクル0)の入札参加者となることは認めない。なお、事業(DBO)の落札者決定以降、入札参加資格を失った場合等により落札者から脱退した構成企業についても同様である。
- カ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に明記する。

(2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、事業(リサイクル0)の運營業務を行う者として、次のアの要件を満たすこと。

また、入札公告時のさいたま市競争入札参加資格者名簿に登載がない者(当該種目に登載の無いものも含む。)は、財政局契約管理部契約課に所定の様式により参加資格確認申請書類受付日までに資格審査申請を行うこと。

ア 運営対象施設(リサイクル0)の運営を行う者の要件

運営対象施設(リサイクル0)の運営を行う者は、次の要件を全て満たす者とする。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(a)の要件を満たす者とする。

(a) 入札公告時のさいたま市競争入札参加資格者名簿において「施設運転管理」の業種登録がなされていること。

(b) 2008年4月1日以降において、以下に示す施設要件の運転管理実績(障害者雇用を含む実績に限る。)を1件以上有していること。

① リサイクル処理施設

・処理能力:びん手選別ライン 14t/日(5h)かつ、かん手選別ライン(磁選機を含む) 7t/日(5h)以上

(c) 以下の要件を満たす技術者を運營業務(リサイクル0)の現場責任者として配置できること。

① 廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有すること。

※その他市が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等に明記する。

(3) 構成企業の制限

ア 構成企業の資格要件

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

(a) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産法に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

(b) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

(c) 事業(リサイクル0)の入札の公告日から入札日まで、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱及びさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格停止要綱による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者。

(d) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

(e) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

(f) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされた場合を除く。)

(g) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)

(h) 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

- (i) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当する者。
  - (j) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人税）について未納がある者。また、参加資格確認基準日直前 1 年分の法人市民税（ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納があるもの。
- イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していないこと。

ウ 関係会社の参加制限

入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業又は事業（DBO）の落札者の構成企業と次に示す資本関係又は人的関係にない者であること。

(a) 資本関係

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

- ① 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ③ 入札公告時のさいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

エ その他の参加不適格者

- (a) 次に示す市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者と、前記「(3)ウ関係会社の参加制限」の資本関係又は人的関係があると認められる者
  - ・ 株式会社エイト日本技術開発
  - ・ 豊原総合法律事務所
- (b) 審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と前記「(3)ウ関係会社の参加制限」の資本関係又は人的関係があると認められる者

※その他市が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書等に明記する。

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付締切日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加

者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格を確認並びに運営事業者(リサイクル0)の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結日までの間に落札者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格を確認並びに運営事業者(リサイクル0)の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

## 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査委員会の設置

事業(DB0)及び事業(リサイクル0)の入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者及び市職員で構成する審査委員会を設置する。

### (2) 審査の手順及び方法

各事業につき、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、評価値の最も高い者を最優秀提案として選定する。市は、審査委員会の審査結果に基づき、各事業の落札者を決定する。なお、各落札者決定基準は入札公告時に公表する。

## 6 審査結果及び評価の公表方法

市は、各事業の落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。また、審査委員会における評価結果を取りまとめた各事業の審査講評を公表する予定である。

## 7 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、市に帰属しない。ただし、公表、展示、その他市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合(事業(DB0)の落札者が提出した入札提案書類のうち、市が必要と判断した書類を事業リサイクル(0)の入札参加者に対して貸与又は閲覧に供する場合を含む。)、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については各事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護

される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

## 8 契約手続き

### (1) 事業契約(DBO)の締結

市は、事業(DBO)の落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により事業(DBO)を実施するための特別目的会社(運営事業者(DBO))を設立し、以下に示す事業契約(DBO)を2020年3月に締結する。なお、建設工事請負契約については、市議会の議決を経るものとする。

- ・基本契約 [契約当事者] 市・事業者(DBO)の構成企業及び運営事業者(DBO)
- ・建設工事請負契約 [契約当事者] 市・建設事業者
- ・運營業務委託契約 [契約当事者] 市・運営事業者(DBO)
- ・焼却灰運搬業務委託契約 [契約当事者] 市・焼却灰運搬事業者
- ・焼却灰資源化業務委託契約 [契約当事者] 市・焼却灰資源化事業者

### (2) 事業契約(リサイクル0)の締結

市は、事業(リサイクル0)の落札者との間で、以下に示す事業契約(リサイクル0)を2020年6月に締結する。

- ・運營業務委託契約 [契約当事者] 市・運営事業者(リサイクル0)

### (3) 事業間連携に係る協定の締結

市、事業者(DBO)及び運営事業者(リサイクル0)は、事業契約(リサイクル0)締結後速やかに事業間連携に係る協定を締結する。なお、事業者(DBO)のうち、本協定を締結する当事者の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### 2 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

予想されるリスク及び市と事業者(DBO)、市と事業者(リサイクル0)との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、各入札説明書で明示し、最終的には、各事業契約で定める。

### 3 提供されるサービス水準

事業(DBO)における設計・建設業務、事業(DBO)及び事業(リサイクル0)における運營業務に関するサービス水準並びに仕様は、要求水準書(案)に示す。

### 4 事業者の責任の履行に関する事項

#### (1) 事業(DBO)

##### ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として仮契約締結日までに納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年規則第66号)第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

##### イ 運營業務、焼却灰運搬業務及び焼却灰資源化業務における保証

運営事業者(DBO)、焼却灰運搬事業者及び焼却灰資源化事業者は、それぞれの業務委託契約に定める契約金額の総額を15で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 事業(リサイクル0)

運営事業者(リサイクル0)は、運營業務委託契約に定める契約金額の総額を15で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### 5 事業の実施状況の監視(モニタリング)

市は、事業者(DBO)又は事業者(リサイクル0)が実施する施設の設計・建設、運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、各入札説明書で明示し、最終的には、各事業契約で定める。

(1) 設計・建設段階

設計・建設段階において、市は、設計・工事監理を行い、建設事業者による業務が事業契約(DBO)に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が事業契約(DBO)に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、建設事業者は必要な改善措置を行うものとする。

(2) 運営段階

運営段階において、市は、運営事業者(DBO)、運営事業者(リサイクル0)による運営業務の内容が各事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。また、運営事業者(DBO)の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

確認の結果、業務の内容が事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、当該運営事業者は必要な改善措置を行うものとし、市は一定のルールに基づく業務委託料の減額等の措置を行う。



イ マテリアルリサイクル推進施設

処理方式	<p>破砕設備（もえないごみ）：一次破砕＋高速破砕＋磁気選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋搬送、保管</p> <p>破砕設備（不燃性粗大ごみ）：高速破砕＋磁気選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋搬送、保管</p> <p>破砕設備（可燃性粗大ごみ）：切断</p> <p>破砕設備（有害危険ごみ）：</p> <p>（蛍光管） 手破袋＋蛍光管破砕＋ドラム缶詰め＋保管</p> <p>（水銀体温計） 手破袋＋ドラム缶詰め＋保管</p> <p>（ライター） 手破袋＋破砕</p> <p>（スプレー缶） 手破袋＋フレコンバッグ詰め＋保管</p> <p>（乾電池） 手破袋＋ドラム缶詰め＋保管</p> <p>選別設備（びん）：破除袋＋選別＋圧縮梱包等＋保管</p> <p>選別設備（かん）：破除袋＋選別＋圧縮梱包等＋保管</p> <p>保管設備（適正処理困難物）：</p> <p>（ポケットコイル入りマットレス、ソファ） 手解体</p> <p>（その他の適正処理困難物等） 保管</p>
処理能力	<p>破砕設備：28 t/日</p> <p>選別設備（びん）：14 t/日</p> <p>選別設備（かん）：7 t/日</p> <p>保管設備：－</p>
処理対象物	<p>破砕設備：もえないごみ</p> <p>選別設備（びん）：びん</p> <p>選別設備（かん）：かん</p> <p>保管設備：適正処理困難物等</p>

(2) 解体撤去する施設（既存東部環境センター）

処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
施設規模	300t/日（100t/24h×3 炉）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
階数	地上5階
その他施設	粗大ごみ処理施設、管理棟、進入路、退出路、計量棟、自動洗車場、ポンプ室、危険物倉庫、薬剤貯留棟、煙突、リサイクルセンター作業棟、リサイクルセンタープラザ棟、ストックヤード等

## 第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者が契約不履行の疑念が生じた場合の措置

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 市の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3 その他の支援に関する事項

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決事項

市は、債務負担行為の設定、事業契約の締結にあたって、あらかじめ市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報公開及び情報提供に関すること

さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページを通じて行う。

### 3 入札に伴う費用

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

担 当 課	：	さいたま市 環境局 施設部 環境施設整備課
住 所	：	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
T E L	：	048-829-1344
F A X	：	048-829-1975
電 子 メール	：	kankyo-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp
ホームページ	：	<a href="http://www.city.saitama.jp/001/006/011/001/006/p060018.html">http://www.city.saitama.jp/001/006/011/001/006/p060018.html</a>

さいたま市長 清水 勇人 あて

実施方針等に関する質問・意見書

「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業」の実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

担当者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	5	第 2 章	1	(4)	事業目的		

(2) 実施方針に関する意見

						総意見数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	5	第 2 章	1	(4)	事業目的		

(3) 要求水準書(案)に関する意見

						総意見数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	9	第 1 章 1.1	1.1.2	(1)	ア 高効率ごみ発電施設		

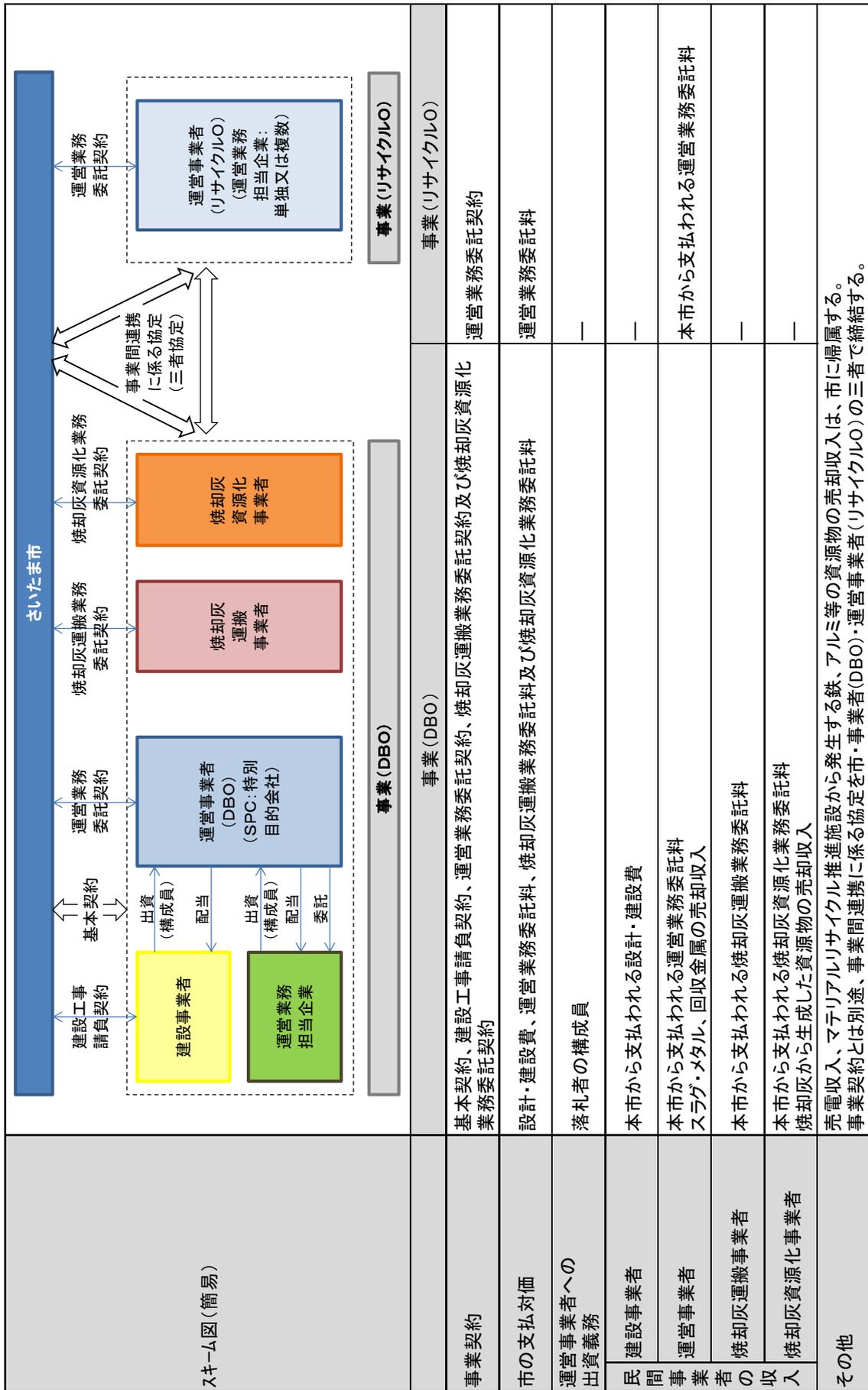
※1: 質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2: 質問・意見数に応じて行数を増やし「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3: 本様式の MS-Excel データは、さいたま市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <http://www.city.saitama.jp/001/006/011/001/006/p060018.html>

別紙1 本事業の事業スキーム (例)

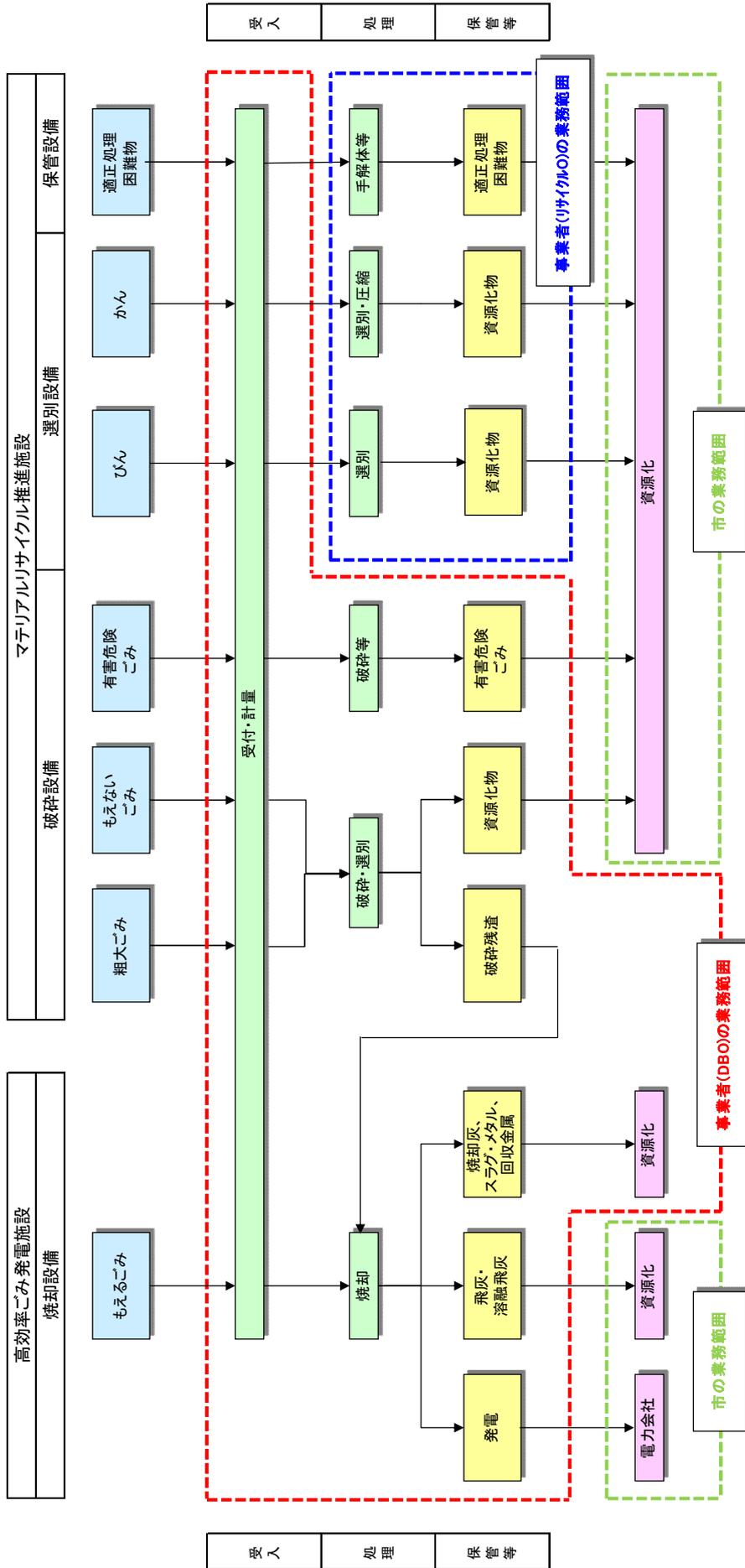


別紙2 市・事業者(DBO)・事業者(リサイクル0)の業務範囲と役割分担

【主な業務範囲】

主な業務項目	サーマルエネルギーセンター			既存東部 環境センター	
	高効率ごみ発電 施設	マテリアルリサイクル推進施設			
		破砕設備	選別設備・ 保管設備		
設計・ 建設 業務	測量・地質調査等	市(事業者(DBO))が必要と判断する追加調査等は事業者(DBO)が実施			
	許認可申請等	市(事業者(DBO))は市の支援を行う			
	設計・建設	事業者(DBO)			
	解体設計・解体工事	事業者(DBO)			
	運営事業者(DBO)・運営事業者 (リサイクル0)への運転等に係る指 導	事業者(DBO)			
運営 業務	受入(受付・計量)	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(DBO)	
	搬入管理	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル0)	
	運転管理(適正処理)	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル0)	
	維持管理	プラント設備	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル0)
		建築物等	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(DBO)
	資源化	焼却灰	事業者(DBO)		
		スラグ・メタル、回収 金属	事業者(DBO)		
		飛灰・熔融飛灰	市		
資源化物			市	市	

【運営業務の範囲】



【運營業務の役割分担】

業務項目			高効率ごみ発電施設	マテリアルリサイクル推進施設		
				破碎設備	選別設備・保管設備	
運 転 管 理 業 務	受入・ 搬入 管理	受付	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(DBO)	
		計量	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(DBO)	
		搬入搬出車両管理	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(DBO)	
		直接搬入ごみの料金徴収代行	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(DBO)	
		搬入物の性状分析等	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
		車両誘導	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
		プラントホーム監視	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	運 転 管 理	適正処理・適正運転	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
		中央制御室での操作	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
		マテリアルリサイクル推進施設から生じる破 砕残渣等の高効率ごみ発電施設への搬送			事業者(DBO)	
搬出物の性状分析等		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)		
	運転管理計画等の作成	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)		
	教育訓練	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)		
維 持 管 理 業 務	用役等管 理	用役等の調達計画の作成	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
		用役等の調達・管理	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	維 持 管 理				プラント設備	建築物等
		点検・検査計画、補修計画の作成	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	事業者(DBO)
		点検・検査	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	事業者(DBO)
		補修、機器更新	事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	事業者(DBO)
	精密機能検査	事業者(DBO)				
環 境 管 理 業 務	環境保全基準、作業環境管理基準の遵守		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	環境保全計画、作業環境管理計画の作成		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	環境測定		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
有 効 利 用 業 務	有効利用計画の作成		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	資源化物の品質確保、適正貯留・保管		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	資 源 化 物 の 搬 出 ・ 資 源 化	高効率ごみ 発電施設	スラグ・メタル、回収金属	事業者(DBO)		
			焼却灰	事業者(DBO)		
		飛灰・溶融飛灰	市 (搬出車両への積 込:事業者(DBO))			
		マテリアルリ サイクル推進 施設	鉄、アルミ、有害危険ごみ、 カレット、適正処理困難物		市 (搬出車両への積 込:事業者(DBO))	市 (搬出車両への積込 :事業者(リサイクル))
余 熱	発電	事業者(DBO)				
	売電収入	市 (事業者(DBO)へイ ンセンティブ付与)				
	余熱利用施設への余熱・電力供給		事業者(DBO)			
情 報 管 理 業 務	各種記録・報告書の作成、報告、管理(運転記録報 告、点検・検査報告、補修・更新報告、環境管理報 告、作業環境管理報告、有効利用報告)		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	施設情報管理		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	その他管理記録報告		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
防 災 管 理 業 務	緊急対応マニュアルの作成		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	自主防災組織の整備		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
	事故報告書の作成、報告		事業者(DBO)	事業者(DBO)	事業者(リサイクル)	
関 連 業 務	清掃			事業者(DBO)		
	植栽管理			事業者(DBO)		
	警備			事業者(DBO)		
	環境啓発プログラムの実施			事業者(DBO)		
	リサイクルフェアの実施			事業者(DBO)		
	見学者対応			事業者(DBO)		
	市民への対応			市・事業者(DBO)・事業者(リサイクル)		

別紙3 リスク分担表

【事業(DBO)】

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
	契約締結	その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
		市の事由(市議会の議決が得られない場合を除く)により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	契約締結に係る市議会の議決が得られず契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	△	△
		市に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
	許認可取得	上記以外の法令等の新設・変更		○
		市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
	第三者賠償	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
		本施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
	住民対応	事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
	周辺環境の保全	事業者が行う調査・設計・工事・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
		事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	市による債務不履行	○	
事業者による債務不履行			○	
事業破綻	事業者の財務等の事業者の事由によるもの		○	
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	物価変動に係る費用の増大	○	△	
技術革新による陳腐化	提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合		○	
	提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合	○	△	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△	
計画設計段階	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	市の指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
応募	提案書作成の費用負担		○	
用地取得	当該事業用地の確保に関するもの	○		
建設段階	完工	市に起因する工事遅延によるもの	○	
		事業者に起因する工事遅延によるもの		○
	建設費超過	市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大		○
	施工管理(工事による一般的損害)	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○	
既存施設の運営	本工事(解体工事を含む)に起因して既存施設の運営に関して生じた損害		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担			
			市	事業者		
運営段階	運営一般	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○		
		ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない	○	△	
		ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない	○	△	
		搬入管理	本施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害(処理手数料の未徴収を含む)の場合			○
			上記以外		○	
		運営費上昇	市の指示等による運営費の増大		○	
			上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営費の増大(物価変動によるものは除く。)			○
		施設損傷	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)		○	
			事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷			○
	要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)			○	
	発電収入の変動	電力会社の売電単価変更による発電収入の変動		○		
		事業者の事由による売電収入の変動			○	
	改良保全	施設の改良保全に起因するもの			○	
焼却灰運搬	焼却灰量の変動	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、焼却灰の量が変動した場合における運搬費用の変動		○		
		計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、焼却灰の量が著しく変動した場合における運搬費用の変動	○			
焼却灰資源化	焼却灰量・質の変動	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、焼却灰の性状又は量が変動した場合における資源化費用の変動		○		
		計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、焼却灰の性状又は量が著しく変動した場合における資源化費用の変動	○			
事業終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○		
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業者の清算手続きに伴う評価損益等		○		

○主分担、△従分担

【事業(リサイクル0)】

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担		
			市	事業者	
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○		
	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○		
		事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○	
	契約締結	市の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○		
		事業者の事由により、市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○	
	政策変更	市に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○		
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○		
		上記以外の法令等の新設・変更		○	
	許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○		
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○	
	第三者賠償	本施設の調査・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○	
		事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○	
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○		
	周辺環境の保全	事業者が行う調査・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○	
	債務不履行	市による債務不履行	○		
事業者による債務不履行			○		
事業破綻	事業者の財務等の事業者の事由によるもの		○		
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○			
物価変動	物価変動に係る費用の増大	○	△		
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△		
計画段階	応募	提案書作成の費用負担		○	
運営段階	運営一般	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
		ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない	○	△
		ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない	○	△
		搬入管理	本施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
			上記以外	○	
		運営費上昇	市の指示等による運営費の増大	○	
			上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
		施設損傷	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
			事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
要求水準の未達	要求水準の未達(更新工事等の施工不良を含む。)		○		
改良保全	施設の改良保全に起因するもの		○		
事業終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○	
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○	

○主分担、△従分担